

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により大規模小売店舗の新設に関する意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成22年12月27日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ショージ白市駅前店

(2) 所在地

東広島市高屋町小谷3195番地1外

2 意見の概要

(1) 市道小谷1号線側に駐車場の出入口を設置することは、次に述べるとおり当該大規模小売店舗の利用者に係る車両によってその周囲の道路の通行量が増加し、渋滞の発生、交通事故その他の危険の増大その他住民の安心安全及び利便性の欠如につながる懸念があるため、当該市道側に駐車場の出入口を設置しないよう求める。

ア 市道小谷1号線は、当該大規模小売店舗の敷地に隣接して居住する住民の唯一の生活道路である上、幅員が5メートルに満たないため自動車の離合が困難な道路であり、既に付近のコンビニエンスストアの駐車場の出入口に面しているため多くの車両が利用していることから、現在でも当該市道の通行には苦慮している状況である。

イ 近隣には、乳幼児や高齢者も多く居住し、当該市道を利用しているが、当該大規模小売店舗を退店する際に混雑を避けるため当該市道を通行してガソリンスタンド方面へ迂回する車両が発生すると考えられ、その結果、これらの車両が幅員の狭い当該市道を通行することにより、付近の住民の安全が脅かされることとなる。

ウ 当該大規模小売店舗の南側の車両の出入口及び当該コンビニエンスストアの南側の出入口並びに当該市道と主要地方道東広島本郷忠海線の交差点は、それぞれ接近しているため、当該主要地方道への車両の出入り及び当該主要地方道の車両の通行がさらに交錯し、及び複雑化することによって、交通事故の件数がさらに増加することが予想される。

(2) 当該大規模小売店舗の新設に係る工事の段階において、駐車場の出入口は当該市道側には設置されない旨の説明が関係者からあったが、平成22年9月10日に実施された

当該大規模小売店舗の設置者による説明会では、当該市道側に駐車場の出入口ができる計画となっており、これまで受けていた説明の内容と相違がある。

3 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年12月27日（月）から平成23年1月27日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成22年12月29日から同月31日まで及び平成23年1月3日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号